

日曜論壇

湯澤 典子

2024.7.14



女性初の弁護士をモデルにしたNHKの連続テレビ小説「虎に翼」では、背景に戦前の家制度や日本国憲法発布後の法整備、戦後の混乱とともに人々の様子が描かれている。ドラマにもあつたように、親が未成年者を監護・教育し、子の財産を管理する親権は、明治民法では父のみが持つ権限だった。戦後の民法改正において、婚姻中は共同親権、離婚後は父母のどちらかが親権を持つ仕組みとなつた。

そして今年5月、77年ぶりに離婚後の親権について改正がなされた。父母の協議により、離婚後も共同親権

が選択可能となる。父母間で合意が得られない場合は、家庭裁判所の判断により決定される。

共同親権は離婚時の親権争いを回避でき、養育費の未払いが解消されるとの期待もあるようだが、改正については賛否両論ある。改正法に明記

親権は子の利益のために

された「親権は子の利益のために行使されなければならない」との規律が、堅実に執行されることを願う。

多くの人は親権ということをあまり意識することなく、日々の生活を送っていると思う。離婚や再婚などにより家族の形態が変わると、権利

や義務の問題に直面し、親権の持つ強力な重みを実感するのではないか。共同親権においては、子どもの進路などを話し合いによりを拒否し、最終的に子どもは父母どちらの同居も拒否し、意向どおり叔母との暮らしが実現する、という場面が

や義務の問題に直面し、親権の持つ強力な重みを実感するのではないか。

戦後制定された児童福祉法は改正を重ね、子どもの権利

に反して要保護の状態となつてしまふかもしれない。

戦後制定された児童福祉法は改正を重ね、子どもの権利

は改正を重ね、子どもの権利

は改正を重ね、子どもの